

司法書士法第3条第2項第2号の法務大臣の認定（令和元年9月2日実施）の基準点等について

法務省民事局

法務省では、令和元年9月2日、簡裁訴訟代理等能力認定審査（令和元年6月2日実施）の結果に基づき、司法書士法第3条第2項第2号の法務大臣の認定を行いました。

同審査の審査問題の出題の趣旨及び配点並びに法務大臣の認定の基準点は、以下のとおりです。

第1 審査問題の出題の趣旨及び配点

1 第1問

(1) 小問(1)

〔出題の趣旨〕 訴訟物の意義の理解及び出題事例に即して保証契約に基づく保証債務履行請求権を訴訟物として構成することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 4点

(2) 小問(2)

〔出題の趣旨〕 出題事例に即して小問(1)の訴えに係る訴訟（保証契約に基づく保証債務履行請求訴訟）における請求の趣旨を正しく記載することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 5点

(3) 小問(3)

〔出題の趣旨〕 請求原因の意義の理解及び出題事例に即して小問(1)の訴えに係る訴訟における請求原因事実を摘示することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 10点

(4) 小問(4)

〔出題の趣旨〕 抗弁の意義の理解並びに出題事例に即して商事消滅時効の抗弁及び相殺の抗弁を摘示することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 13点

(5) 小問(5)

〔出題の趣旨〕 再抗弁の意義の理解並びに出題事例に即して商事消滅時効の抗弁に対する時効中断の再抗弁及び相殺の抗弁に対する譲渡禁止特約の再抗弁を摘示することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 7点

(6) 小問(6)

〔出題の趣旨〕 出題事例に即して文書に準ずる物件である録音データを証拠として提出するための証拠調べの手続についての理解を問うもの

〔配点〕 3点

## 2 第2問について

### (1) 小問(1)

〔出題の趣旨〕 出題事例に即して債務不存在確認訴訟における請求の趣旨を正しく記載することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 6点

### (2) 小問(2)

〔出題の趣旨〕 出題事例に即して債務不存在確認訴訟の訴状において主張すべき請求原因の内容（確認の利益を基礎付ける事実）についての理解を問うもの

〔配点〕 3点

### (3) 小問(3)

〔出題の趣旨〕 債務不存在確認訴訟を提起した後、当該債務の履行を求め反訴が提起された場合に言い渡される判決についての理解を問うもの

〔配点〕 4点

### (4) 小問(4)

〔出題の趣旨〕 訴額140万円を超える反訴が提起された場合における反訴状の送達を受領と認定司法書士の代理権の範囲との関係についての理解を問うもの

〔配点〕 5点

## 3 第3問について

### (1) 小問(1)

〔出題の趣旨〕 簡裁訴訟代理等関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助した事件を受任することが司法書士法上できるかどうかについての理解を問うもの

〔配点〕 5点

### (2) 小問(2)

〔出題の趣旨〕 同一事務所内に所属する他の認定司法書士が簡裁訴訟代理等関係業務に関するものとして相手方の協議を受けて賛助した事件について、これを受任することが司法書士倫理上できるかどうかについての理解を問うもの

〔配点〕 5点

第2 法務大臣の認定の基準点

満点70点中40点以上